

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 4 号

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成 1 2 年茅ヶ崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免に係る特例）

1 4 市長は、令和 8 年度分の保険料に限り、第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項第 5 号の特別の理由があると認める者のうち規則で定める者に対し、同条第 2 項に規定する申請書の提出をさせることなしに減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。